

ごみ中間処理施設整備運営事業

入札説明書

令和2年8月7日

厚木愛甲環境施設組合

目 次

用語の定義	1
第 1 章 入札説明書の位置付け	3
第 2 章 事業概要等	4
1 事業名称	4
2 対象となる公共施設等の種類	4
3 公共施設等の管理者	4
4 事業目的	4
5 事業概要	4
6 民間事業者が実施する業務の範囲	6
7 民間事業者の収入	7
8 業務終了時の引継業務	7
9 組合が実施する業務の範囲	8
10 関係法令等の遵守	9
第 3 章 民間事業者の選定手続等	10
1 民間事業者の募集及び選定等スケジュール	10
2 選定部会の設置	10
第 4 章 入札に関する条件	11
1 入札参加者の参加資格要件	11
2 募集要項の質問、参考資料等	14
3 参加表明書の提出	16
4 資格審査（参加資格審査）	16
5 概要ヒアリング	18
6 入札	20
7 民間事業者の選定	21
8 交付金申請手続及び起債協議並びに地方債借入手続への協力	23
9 次点の取扱	23
10 入札保証金及び契約保証金	23
11 共同企業体の設立	24
12 特別目的会社の設立	24
13 その他の留意事項	24
第 5 章 本事業に関する提示条件	26
1 売電収入の帰属先	26
2 保険	26
3 想定されるリスクの分担	26
4 業務の委託等	26
第 6 章 事業実施に関する事項	27
1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	27
2 事業の継続が困難となった場合における措置	27
3 組合による事業の実施状況の監視	27

4	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
5	その他の支援に関する事項	28
添付資料-1	事業スキーム図	29
添付資料-2	対価の支払方法について	30
1	本施設の設計・施工に係る業務に対する支払	30
2	運營業務に対する支払	31
添付資料-3	モニタリング及び支払の減額について	36
1	モニタリング方法	36
2	運営費の減額	36

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を下記のとおり定義する。

本施設	ごみ中間処理施設及び災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）、その他本事業において建設される一切の施設・設備の総称をいう。
処理対象物	構成市町村及び許可業者等がごみ中間処理施設に搬入する燃えるごみ（生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物）、粗大ごみ等をいう。
高効率ごみ発電施設	「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」（環境省平成30年3月改訂）において定義される高効率ごみ発電施設（交付率1/2）をいう。
粗大ごみ処理施設	「循環型社会形成推進交付金制度」において定義されるマテリアルリサイクル推進施設（交付率1/3）に該当し、粗大ごみを破碎・選別・保管を行い、資源物を回収する施設をいう。
ごみ中間処理施設	高効率ごみ発電施設及び粗大ごみ処理施設、その他本事業で施設エリアに整備される施設・設備の総称をいう。
施設エリア	本事業の事業用地のうち、ごみ中間処理施設を整備する範囲をいう。
災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）	本事業の事業用地のうち、平時に地域住民の憩いの場として整備する範囲をいい、被災時に災害で発生した廃棄物のうち一次、二次仮置場で分別された構成市町村の可燃物を円滑に処理するために一時保管する仮置場をいう。
DBO方式	公共が資金調達し、Design（設計）Build（施工）Operate（運営）を一括して民間に委託する方式をいう。
構成市町村	厚木市、愛川町及び清川村の1市1町1村をいう。
民間事業者	組合と特定事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
特別目的会社（SPC）	ごみ中間処理施設の運営業務を実施するため、民間事業者が構成市町村内に設立する会社法（平成17年法律第86号）で規定する株式会社をいう。
建設請負事業者	民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	構成員が出資を行い、本施設のうちごみ中間処理施設の運営業務を行うために設立される特別目的会社をいう。
基本協定	入札参加者が落札者として決定されたことを確認し特定事業契約の締結に向けて、組合及び当該入札参加者の双方の協力について定める組合と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し又は請け負わせる際に、本事業に係る基本的な事項を定めるために民間事業者と締結する契約をいう。
建設請負契約	基本契約に基づき建設請負事業者と締結する本施設の設計・建設工事等の請負に係る建設請負契約をいう。
運営委託契約	基本契約に基づき特別目的会社と締結するごみ中間処理施設の運営

	業務の委託に係る運營業務委託契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設請負契約及び運営委託契約の総称をいう。
参加表明者	本事業の公募に参加を希望するため、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出する企業又は企業グループをいう。
入札参加者	参加表明者のうち、参加資格審査を通過した者をいう。
代表企業	構成員から選出され代表して応募手続等を行う企業をいう。
構成員	入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ、特別目的会社（運營業務者）に出資するそれぞれの企業をいう。
協力企業	構成員以外の者で事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定している企業をいう。
選定部会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で組合が設置する、学識経験者等で構成される「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会事業者選定専門部会」をいう。
募集要項	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び民間事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
プラント	ごみ中間処理施設のうち、処理対象物を焼却又は破碎・選別・保管するために必要な全ての機械設備、電気設備及び計装制御設備等をいう。
建築物	ごみ中間処理施設のうち、プラントを除く建築施設をいう。
主灰等	高効率ごみ発電施設から排出される焼却主灰及び飛灰処理物並びに粗大ごみ処理施設から排出される鉄、アルミ及び不燃残渣をいう。
焼却主灰	焼却炉の炉底から排出される焼却残留物をいう。
飛灰	集じん装置、ボイラ及びその他排ガス処理系統で捕集された灰(集じん灰等)をいう。
飛灰処理物	有害物に係る溶出基準及び含有基準を満たす、又は、資源化先の受入基準を満たすよう、適正に処理した飛灰をいう。
処理不適物	ごみ中間処理施設で処理できない不燃物、爆発性危険物等をいう。
焼却残渣	焼却処理により発生する焼却主灰、飛灰及び飛灰処理物をいう。
可燃残渣	粗大ごみ処理施設から排出される破碎可燃物及び可燃性資源化不適物をいう。
不燃残渣	粗大ごみ処理施設から排出される破碎不燃物及び不燃性資源化不適物を総称していう。
灰引取業者	組合が委託契約をし、焼却主灰、飛灰処理物を引き取る事業者をいう。
最優秀提案者等	選定部会が選定する最優秀提案者及び優秀提案者をいう。

第 1 章 入札説明書の位置付け

厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）は、令和 2 年 6 月 22 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に準じて本事業を特定事業として選定し、DBO 方式により実施することとした。

本入札説明書は、本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）に適用されるものである。本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、本入札説明書、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及びこれらに関する質問回答により、事業者は本事業を実施しなければならない。

参加表明者は、本入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な提案書を提出することとする。

第 2 章 事業概要等

1 事業名称

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物（ごみ）処理施設

3 公共施設等の管理者

厚木愛甲環境施設組合管理者 小林 常良

4 事業目的

本事業では、組合が将来にわたって安定的かつ安全なごみ処理体制を維持していくため、2025（令和 7）年度中に新たな可燃ごみ等の処理施設（ごみ中間処理施設）を整備し、適切な運営を行うことを目的とする。

5 事業概要

本事業は、DBO 方式により実施する。本施設の設計・施工業務は、民間事業者単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うものとする。ごみ中間処理施設の運營業務は、民間事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。

なお、民間事業者は、30 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2、1/3）の対象事業として実施する予定である。

5.1 施設の立地条件

1) 事業用地及び整備範囲

事業用地：厚木市金田 1611-イ-1 ほか（約 5.5ha）

整備範囲：上記約 5.5ha 及びその周囲

2) 用地面積

約 5.5ha

（施設エリア：約 1.8ha、災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）：約 3.7ha）

3) 土地利用規制

都市計画区域：厚木市都市計画区域内

用途地域：指定なし

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

日影規制：規制なし

斜線制限：道路 \angle 1.25、隣地 20m+ \angle 1.25

建ぺい率：50%以下

容積率 : 100%以下
 都市施設 : ごみ焼却場（厚木市告示第 433 号）
 緑化率 : 開発しようとする区域面積に対して 15%以上（厚木市住みよいまちづくり条例）
 緑地の面積の敷地面積に対する割合 20%以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合 25%以上（工場立地法（工場立地に関する準則））
 ⇒緑化率 施設エリア 15%以上
 緑地面積 事業用地 20%以上
 環境施設（緑地を含む）面積 事業用地 25%以上
 現況地盤高 : T. P. +21.66 m

4) その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、要求水準書等に示すこととする。

5.2 施設概要

ごみ中間処理施設は、構成市町村全域から発生する処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る高効率のごみ発電設備を備えたごみ焼却施設である。

1) ごみ中間処理施設の施設概要

(1) 高効率ごみ発電施設

施設の種類	概要	
高効率ごみ発電施設	処理対象物	燃えるごみ（生活系、事業系）※1
	年間計画処理量	55,078t/年
	処理能力	226t/日（113t/日・炉×2炉）
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉

※1 粗大ごみ処理施設及びその他施設からの可燃残渣を含む。

※詳細は要求水準書を参照すること。

(2) 粗大ごみ処理施設

施設の種類	概要	
粗大ごみ処理施設	処理対象物	粗大ごみ
	年間計画処理量	2,380t/年
	処理能力	12t/日（5h）
	処理方式	破碎・選別

※詳細は要求水準書を参照すること。

(3) 災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）

(4) 関連施設（要求水準書により整備される上記以外の全ての施設）

2) 供用開始

2025（令和7）年12月1日予定

3) 事業期間

設計・施工期間

契約締結（2021（令和3）年8月予定）から2025（令和7）年11月30日まで
運営期間

2025（令和7）年12月1日から2045（令和27）年11月30日までの20年間

4) 契約の形態

契約の形態は、次のとおりとする。

なお、基本契約、建設請負契約、運営委託契約及び3つの契約をまとめた特定事業契約の締結主体を添付資料－1「事業スキーム図」に示す。

- ① 組合は、民間事業者へ設計・施工及び運営業務を一括で委託し、又は請け負わせるために、本事業に関する基本契約を民間事業者と締結する。
- ② 組合は、基本契約に基づいて建設請負事業者と本施設の設計・建設工事等の請負に関する建設請負契約を締結する
- ③ 組合は、基本契約に基づいて特別目的会社とごみ中間処理施設の運営の業務委託に関する運営委託契約を締結する。

6 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりとする。なお、民間事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、組合が実施する業務に対して協力する。

6.1 設計・施工業務

- 1) 建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び施工を行う。
- 2) 設計・施工業務の範囲は、事前調査、測量、地質調査、基本設計、実施設計のほか、土木工事、建築物、プラント、その他関連設備の工事等、本施設の整備に必要な全ての工事を含む。
- 3) 建設請負事業者は、本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、計画通知等の本事業に必要な許認可手続、有資格者の配置、プラントの試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務を行う。
- 4) 建設請負事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等及び関係法令に基づく許認可申請等について、必要な資料作成等（設計内訳書及び工事内訳書を含

む。)を行う。

6.2 運営業務

- 1) 運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、ごみ中間処理施設の運営業務として処理対象物を受け入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー回収を行う。なお、運営業務は、ごみ中間処理施設の受付業務、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、余熱利用及び売電業務、保安・清掃・住民等対応業務、見学者対応業務、組合と別途合意する業務、その他これらに附帯関連する業務をいう。
- 2) 運営事業者は、焼却残渣、不燃残渣、鉄、アルミ等の適正処理及び保管を行う。灰引取業者等の引取条件を満足する一般廃棄物等については、組合が指定する灰引取業者等に引き渡す。
- 3) ごみ中間処理施設から発生する焼却残渣、不燃残渣、鉄、アルミ等について、安定的な資源化を確保するため、組合は、民間事業者が提案する灰引取業者等、若しくは組合独自に調達する資源化先、又はその双方に資源化を委託する。
- 4) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行う。発電した電力は、場内及び隣接する災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)(照明・外灯、管理棟、トイレ、せせらぎ等)に供給し、余剰電力を電気事業者等へ売電する。また、余熱については、場外の余熱利用施設(既厚木市ふれあいプラザのリニューアル施設)に供給を行う。

7 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりとする。

詳細は、入札説明書添付資料-2「対価の支払方法について」に示す。

7.1 本施設の設計・施工に係る対価

組合は、本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。

7.2 ごみ中間処理施設の運営に係る対価

組合は、ごみ中間処理施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金(処理対象物の処理量等に応じて変動)の構成で委託料として運営期間にわたって運営事業者を支払う。なお、委託料は物価変動に基づき、組合と運営事業者が協議の上、年1回を限度に改定することができるものとする。

8 業務終了時の引継業務

組合は、事業期間終了後もごみ中間処理施設を継続して利用する予定であり、建設請負事業者及び運営事業者は30年間以上のごみ中間処理施設の利用が可能となるよう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

組合は、事業期間終了前に終了後のごみ中間処理施設の運営方法について検討し、建設請負事業者及び運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施する

ものとする。

- 1) 所有する図面・資料の開示
- 2) 本事業終了後、ごみ中間処理施設の運営を行う者（候補者を含む。）によるごみ中間処理施設及び運転状況の視察対応
- 3) 運營業務全般に係る指導
- 4) 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出
 - ・人件費
 - ・運転経費
 - ・維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - ・用役費
 - ・その他必要な経費
- 5) ごみ中間処理施設の機能検査

9 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

9.1 事業用地の確保

本事業を実施するための事業用地は組合において必要な時期までに確保する。

9.2 処理対象物の搬入（構成市町村）

構成市町村は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、処理対象物の収集・運搬及びごみ中間処理施設への搬入を行う。

9.3 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運營業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

9.4 主灰等運搬・資源化

組合は、ごみ中間処理施設から発生する焼却残渣、不燃残渣、有価物（鉄、アルミ）を資源化するため、運搬、搬出する。（組合が灰引取業者等へ委託）

9.5 災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）の管理

組合は、運営期間にわたって災害廃棄物一時保管場所（緑地のエリア）の管理業務を行う。

9.6 住民及び施設見学者への対応

組合は、住民及びごみ中間処理施設見学者に対して対応窓口を担当するとともに、運營業務者と連携して適切な対応を行うこととする。

9.7 施設整備費及び運営委託料の支払

組合は、建設請負契約及び運営委託契約等に基づき施設整備費を建設請負事業者に、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

9.8 その他

組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を民間事業者と連携して行う。

10 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業の実施に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ適用される関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守する。

第 3 章 民間事業者の選定手続等

1 民間事業者の募集及び選定等スケジュール

本事業への参加を表明する民間事業者を広く公募する。選定は、設計・施工及び運営に関する技術、事業遂行能力等、並びに入札価格を総合的に評価するため、総合評価方式による一般競争入札により実施する。

民間事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール	内 容
2020(令和2)年8月7日	入札公告及び募集要項公表
2020(令和2)年8月21日	参加資格審査に関する質問の受付締切
2020(令和2)年9月1日	参加資格審査に関する質問への回答公表
2020(令和2)年9月11日	参加資格審査申請書類の受付締切
2020(令和2)年9月18日	参加資格審査結果の通知
2020(令和2)年9月29日	募集要項に関する質問締切
2020(令和2)年10月21日	募集要項に関する質問への回答公表
2020(令和2)年11月20日	概要ヒアリングの実施
2021(令和3)年1月12日	事業提案書の受付締切
2021(令和3)年3月19日	事業提案書の審査
2021(令和3)年3月下旬	落札者の決定及び公表
2021(令和3)年3月30日	基本協定の締結
2021(令和3)年6月	仮契約の締結
2021(令和3)年8月	建設請負契約の議決
2021(令和3)年8月	特定事業契約の締結

2 選定部会の設置

組合は、民間事業者の選定に係る審査に当たり、選定部会を設置する。選定部会は、学識経験者、構成市町村職員等で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価した結果を組合に報告する。なお、選定部会は以下の8名の部会員で構成される。

荒井 喜久雄 ((公社)全国都市清掃会議 技術指導部長)
横田 勇 (静岡県立大学 名誉教授)
宮脇 健太郎 (明星大学 教授)
山口 直也 (青山学院大学大学院 教授)
熊谷 健一 (東京二十三区清掃一部事務組合 建設課長)
片桐 亮 (厚木市 循環型社会推進担当部長)
和田 康 (愛川町 環境経済部長)
杉山 義則 (清川村 税務住民課長) (順不同)

実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する選定部会の部会員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

第 4 章 入札に関する条件

1 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

1.1 入札参加者の構成等

- 1) 入札参加者は、設計・施工業務及び運營業務を行う予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
 - 2) 入札参加者は、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ特別目的会社に出資する企業（以下、「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下、「協力企業」という。）から構成されるものとする。（構成員のみで構成することも可能）。
 - 3) 構成員は全て特別目的会社に出資し、構成員以外の特別目的会社への出資は認めない。
 - 4) 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大、かつ、プラントの設計・施工業務を主に行う者とする。また、代表企業の議決権を有する株式の保有割合は、事業期間中を通じて 50%を超えるものとする。
 - 5) 代表企業、構成員及び協力企業は、組合又は民間事業者から業務を請負又は受託するものであること。
 - 6) 代表企業、構成員及び協力企業は、複数の業務を行うことができるものとするとともに、入札参加者は、代表企業、構成員及び協力企業の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。
 - 7) 設計・施工業務において、プラントの設計・施工を行う企業は、最新の建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上 であること。また、建築土木の施工を行う企業は、最新の建設業法に基づく建築一式工事及び土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が各々 1,500 点以上 である企業を 1 社、及び構成市町村内に本社又は本店があり、最新の建設業法に基づく建築一式工事又は土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 750 点以上である企業 1 社以上を構成員又は協力企業に含めること。
 - 8) 代表企業、構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。
 - 9) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表企業、構成員又は協力企業となることを認めない。「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。（以下同じ。）
- (ア) 資本関係がある場合
- 以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。
- ① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係がある場合
 - 以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
- 10) その他上記 9) の (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の入札参加者の構成員又は協力企業となることはできない。
- 11) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

1.2 入札参加者の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

代表企業、構成員及び協力企業は、参加資格審査申請書類受付締切日において、以下の資格要件を満たさなければならない。

なお、参加資格審査申請書類提出後においても、代表企業、構成員又は協力企業が以下の資格要件を満たさなくなった場合、組合は当該入札参加者の参加資格を取り消すことができる。

- (1) 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第 2 項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 構成市町村の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から過去 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 入札公告の日から過去 3 月以内に組合から契約解除をされていないこと。
- (8) 役員等(参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (9) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条による破産の申立て(同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法に

よる廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。)がなされている者でないこと。

- (11) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (12) 直近 5 年間の法人税、消費税(地方消費税を含む。)、法人事業税、法人住民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (13) 本事業に関する組合の民間事業者選定支援業務を受託する国際航業株式会社及び同社が本業務において提携関係にある内藤滋法律事務所又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

2) 設計・施工に関する資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、建設請負事業者として、以下の(1)から(4)までの各項の要件を満たす企業が含まれること。また、プラントの設計・施工、建築物の設計、土木の設計、建築土木の施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。

なお、(1)から(4)までのうち、複数の項の要件を満たす者は当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることを可能とする。

(1) プラントの設計・施工を行う企業

- ① 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿で清掃施設工事の登録があること。
- ② 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ プラントの設計・施工を行う企業は、平成 20 年以降に以下の要件を満たす地方公共団体の所有する一般廃棄物処理施設の納入実績があること。
 - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ストーカ式焼却施設
- ④ 設計業務において、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、又は、RCCM の資格保有者(業務に該当する技術部門)若しくは、建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに定める実務経験等を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。
- ⑤ 施工業務において、建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。

(2) 建築物の設計を行う企業

- ① 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿で建設コンサルタント等業務の登録があること。
- ② 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③ 一級建築士の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。

(3) 土木の設計を行う企業

- ① 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿で建設コンサルタント等業務の登録があること。
- ② 技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、又は、RCCMの資格保有者(業務に該当する技術部門)若しくは、建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに定める実務経験等を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。

(4) 建築土木の施工を行う企業

- ① 構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿で建築一式工事又は土木一式工事の登録があること。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)の建築一式工事又は土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建築工事については建設業法における建築一式工事に係る監理技術者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格者証を有する者、土木工事については建設業法における土木一式工事に係る監理技術者として、一級土木施工管理技士またはこれと同等の資格を有する者を専任で配置できること。(双方の資格を有するものである場合は1名でも可)

3) ごみ中間処理施設の運営を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、ごみ中間処理施設の運営業務を担当する企業(運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業)は、以下の要件を満たすこと。また、ごみ中間処理施設の運営業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

- (1) ごみ中間処理施設の運営業務を担当する企業のうち、整備又は補修等の工事の請負者は、構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方公共団体が所有し、稼働実績を有する1炉当たり100t/日以上かつ2炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ごみ焼却施設(全連続燃焼式ストーカ炉)で、3年以上の運転実績(単年度運転委託を含む。)を有していること。
- (3) 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格、及び前項の焼却施設での3年以上の運転実績を有し、かつ1年以上(運転実績期間との重複を認める。)現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営開始から1年以上専任で配置できること。

2 募集要項の質問、参考資料等

2.1 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

2.2 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

参加資格審査並びに募集要項に関する質問がある場合は、参加資格審査に関する質問書

(様式第 1-1 号)、募集要項に関する質問書(様式第 1-2 号)(使用するソフトは Microsoft 社製 Excel 2010 (Windows 版))に記載の上、電子メールに添付し、以下の要領で提出すること。電話等による問い合わせには応じない。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するもので、組合が必要と認められたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

1) 参加資格審査に関する質問

募集要項のうち、参加資格審査に関する質問のみ受け付ける。

(1) 受付締切日

2020(令和 2)年 8 月 21 日(金) 17 時まで(必着)

(2) 提出方法

組合に対し、電子メールにより送信した上で、直ちに受信の電話確認を行うこと。

宛先：厚木愛甲環境施設組合

メール件名：参加資格審査に関する質問書

E-mail：atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による申込みは受け付けない。

(3) 回答の公表

2020(令和 2)年 9 月 1 日(火) 17 時までに組合のホームページ(URL：<https://www.atsugi-aiko.com/>)において公表する。

2) 募集要項に関する質問

募集要項のうち参加資格審査に関する質問以外の質問を受け付ける。質問は入札参加者からのみ受け付ける。

(1) 受付締切日

2020(令和 2)年 9 月 29 日(火) 17 時まで(必着)

(2) 提出方法

組合に対し、電子メールにより送信した上で、直ちに受信の電話確認を行うこと。

宛先：厚木愛甲環境施設組合

メール件名：募集要項に関する質問書

E-mail：atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による申込みは受け付けない。

(3) 回答の公表

2020(令和 2)年 10 月 21 日(水) 17 時までに組合のホームページ(URL：<https://www.atsugi-aiko.com/>)において公表する。

2.3 現地確認

現地確認希望者は、様式第 2-1 号 現地確認申込書及び様式第 2-2 号 現地確認に係る誓約書(使用するソフトは Microsoft 社製 Word 2010 (Windows 版))に必要事項を記載の上、電子メールに添付し、下記の要領で提出すること。確認日は電子メールで申込者に連絡す

る。同一日を希望する者が複数となった場合は先着順とする。

(1) 受付期間

2020(令和2)年8月7日(金)から
2020(令和2)年8月21日(金)17時まで

(2) 現地確認日

2020(令和2)年9月2日(水)から
2020(令和2)年9月4日(金)まで
9時から12時まで及び13時から16時までの間

(3) 提出方法

組合に対し、電子メールにより送信した上で、直ちに受信の電話確認を行うこと。

宛先：厚木愛甲環境施設組合

メール件名：現地確認申込み

E-mail：atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による申込みは受け付けない。

3 参加表明書の提出

本事業の入札への参加を希望する者は、様式第3-1号 参加表明書等(使用するソフトはMicrosoft社製Word2010(Windows版))を以下の要領で持参により提出すること。

(1) 受付期間

参加資格審査に関する質問への回答公表日から
2020(令和2)年9月11日(金)17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 提出先

住 所：〒243-0017 神奈川県厚木市栄町1-16-15

受付場所：厚木愛甲環境施設組合

提出書類：様式第3-1号 参加表明書

：様式第3-2号 入札参加者構成一覧表

：様式第3-3号 委任状

4 資格審査(参加資格審査)

参加表明者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

4.1 参加表明者が提出する入札参加資格審査申請書類

参加表明者は、第4章1に掲げる参加資格を有することを証明するための参加資格審査申請書類を提出しなければならない。

提出書類は下記のとおりとする。別添資料「様式集」に沿って作成し、A4縦長左綴じ片面印刷とし、様式第4号入札参加資格審査申請書が表紙となるよう袋とじで綴り、正本1部、副本2部を提出する。

1) 入札参加資格申請書類

様式番号	書類名	備考
第 4 号	入札参加資格審査申請書	
第 5-1 号	入札参加者構成一覧表	
	①会社概要（最新のもの） ②貸借対照表及び損益計算書（直近3期分） ③入札公告日以降に交付された次の納税証明書 ア．法人税 イ．消費税及び地方消費税 ウ．法人都道府県民税、法人市町村民税（本店所在地の納税証明書のみ提出） エ．法人事業税（本店所在地の納税証明書のみ提出） オ．固定資産税、都市計画税（本店所在地の納税証明書のみ提出） ④各役割に応じた個別の参加資格要件を確認する証明書（第4章4.1 2）を参照）	様式第 5-1 号に添付 参加資格審査申請時に提出できない場合は、事業提案書提出時に提出することを記載
第 5-2 号	入札参加者構成一覧表（業務実施体制）	
	本施設の設計・施工を行う共同企業体の協定書の写し	様式第 5-2 号に添付 参加資格審査申請時に提出できない場合は、事業提案書の提出時に提出することを記載
第 6-1 号	プラントの設計・施工を行う企業の実績	第 4 章 1.2 2) に示す実績(複数件の記入可)
	納入実績を有していることを証明する書類 (契約書及び仕様書の写しなど、1 炉 90 日以上の連続運転の実績については施設職員等（施設所長等）の押印のある証明書を提出すること)	様式第 6-1 号に添付
第 6-2 号	プラントの設計・施工を行う企業が工種ごとに配置を予定する監理・管理技術者一覧表	
	技術者の資格等を有していることを証明する書類	様式第 6-2 号に添付
第 7-1 号	ごみ中間処理施設の運営を行う企業の実績	第 4 章 1.2 3) に示す実績(複数件の記入可)
	運転実績を有していることを証明する書類 (契約書及び仕様書の写しなど)	様式第 7-1 号に添付
第 7-2 号	ごみ中間処理施設の運営を行う企業が配置を予定する技術者一覧表	第 4 章 1.2 3) に示す実績
	技術者の資格等を有していることを証明する書類	様式第 7-2 号に添付

2) 各役割に応じた個別の参加資格要件を確認する証明書

役割	参加資格要件を確認する証明書
(1) プラントの設計・施工を行う企業	①構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿において清掃施設工事の登録があることを証明する書類 ②建設業法（昭和24年法律第100号）の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類
(2) 建築物の設計を行う企業	①構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿において建設コンサルタント等業務に登録されている者であることを証明する書類 ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類
(3) 土木の設計を行う企業	①構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿において建設コンサルタント等業務の登録があることを証明する書類
(4) 建築土木の施工を行う企業	①構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿において建築一式工事又は土木一式工事の登録があることを証明する書類 ②建設業法における建築一式工事又は土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類
(5) ごみ中間処理施設の運営を行う企業	①整備又は補修等の工事の請負者について、構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿に登録された者であることを証明する書類

4.2 参加資格審査申請書類の提出方法

参加資格審査申請書類は以下の要領で持参により提出すること。

(1) 受付期間

参加資格審査に関する質問への回答公表日から

2020(令和2)年9月11日(金)17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 提出先

住 所：〒243-0017 神奈川県厚木市栄町1-16-15

受付場所：厚木愛甲環境施設組合

4.3 資格確認方法及び資格審査結果

参加表明者の資格確認は、提出された参加資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

資格審査結果は、2020(令和2)年9月18日(金)以降に書面(「入札参加資格審査結果通知書」)により各参加表明者へ通知する。

5 概要ヒアリング

5.1 入札参加者が提出する提案概要書

入札参加者が提出する本事業についての提案概要書は次のとおりとする。様式については自由とし、A4サイズに折り込んだ上で、A4縦長綴じ片面印刷で任意に作成し、正本1部、副本20部、CD-R/RW 2セットを様式第8-1号 提案概要書及び様式第8-2号 概要ヒアリングにおける確認事項(使用するソフトはMicrosoft社製 Word 2010及びExcel 2010(Windows版))とともに提出する。

なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

- 1) 以下の項目に対する考え方(各A4 1枚以内)
 - ①ごみ中間処理施設及び緑地のエリア、その他工事の並行工事への工夫
 - ②公害防止計画(公害防止基準、周辺への環境負荷低減のための工夫)
 - ③エネルギー回収計画(運転計画を踏まえた売電電力の最大化、ふれあいプラザへの温水供給等)
 - ④焼却残渣の資源化計画
 - ⑤災害時対応及び地域防災拠点としての取組
 - ⑥環境学習・啓発施設及び見学者動線計画
- 2) 全体配置図(平常時、車両動線含む、A3 1枚)
- 3) 施設エリア配置図(平常時、車両動線含む、A3 1枚)
- 4) ごみ中間処理施設各階平面図(1フロアごとにA3 1枚)
- 5) ごみ中間処理施設断面図(主要断面3面、1断面ごとにA3 1枚)
- 6) ごみ中間処理施設立面図(4面、1面ごとにA3 1枚)
- 7) ごみ中間処理施設全体及び各プロセスのフロー図・系統図(各A3 1枚)
- 8) ごみ中間処理施設物質収支(A3 1枚)
- 9) ごみ中間処理施設熱収支(A3 1枚)
- 10) ごみ中間処理施設用役収支(A3 1枚)
- 11) ごみ中間処理施設主要設備の概要説明書(A3 3枚以内)
- 12) 本施設の設計・施工業務に関する工程表(A3 1枚)
- 13) CD-R/RW(提案概要書と同じ内容を格納すること。格納する電子ファイルはMicrosoft社製 Word 2010 (Windows 版)及び Excel 2010 (Windows 版)とし、図面等についてはPDF形式とする。)
- 14) その他資料(必要に応じて、A3 1枚以内)

5.2 提案概要書の提出方法

提案概要書は以下の要領で持参により提出すること。

(1) 受付期間

資格審査結果通知日から

2020(令和2)年11月13日(金)17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 提出先

住 所：〒243-0017 神奈川県厚木市栄町1-16-15

受付場所：厚木愛甲環境施設組合

5.3 概要ヒアリング

提案概要書内容について、入札参加者に対し、組合によるヒアリングを実施する。ヒアリングは、2020(令和2)年11月20日(金)に行う予定であり、詳細は各入札参加者に組合から通知する。

6 入札

6.1 事業提案書の提出

事業提案書は、別添資料「様式集」に沿って作成するものとし、入札書を除く提案書は、正本1部、副本20部、CD-R/RW 2セットを以下の要領で持参により提出すること。

入札書は1部封筒に封緘するものとする。

副本には、様式内に別途指示がある場合を除き、代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

(1) 受付期間

概要ヒアリング実施日から

2021(令和3)年1月12日(火)17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 提出先

住 所：〒243-0017 神奈川県厚木市栄町1-16-15

受付場所：厚木愛甲環境施設組合

(3) 提出内容

①様式第9号 入札書

②様式第10号 技術提案書

③様式第11号 事業計画書

④様式第12号 非価格要素提案書

⑤様式第13号 要求水準に関する誓約書

※ CD-R/RW には、事業提案書と同じ内容を格納すること。格納する電子ファイルは Microsoft 社製 Word 2010 (Windows 版) 及び Excel 2010 (Windows 版) (Excel ファイルは、計算の数式及びリンクが残った状態で提出すること) とし、図面等については PDF 形式とする。

6.2 入札の辞退

入札参加者は、事業提案書の受付締切日まで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、2021(令和3)年1月12日(火)17時までに様式第14号 入札辞退届を組合に持参すること。

6.3 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

なお、次の4)又は5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は組合が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

1) 入札参加資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札

4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触

する不正の行為によった入札

- 5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- 6) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

6.4 事業提案書の修正等の禁止

事業提案書の提出後の修正、差し替え、再提出、又は撤回は認めない。ただし、この規定は審査の過程において、組合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

7 民間事業者の選定

7.1 提案審査（最優秀提案者の選定方法）

組合は、落札者決定基準書に基づき次に掲げる手順を経て最優秀提案者を選定する。

1) 事業提案書の確認

入札参加者から提出された事業提案書について、書類不備の有無について確認を行う。

2) 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満たしているか否かの審査を行う。

3) 非価格要素審査

2) の基礎審査を通過した入札参加者を対象に、非価格要素について落札者決定基準書に基づき審査し、非価格要素審査点を決定する。なお、審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、選定部会によるヒアリングを実施する。

実施日時：2021(令和3)年3月19日(金) 予定

実施場所：厚木愛甲環境施設組合内（詳細は別途通知する。）

4) 価格審査

① 予定価格

組合は、予定価格を次のとおり設定する。

入札額は、予定価格を超えないものとする。

予定価格 36,044,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

なお、施設整備費、運営費についてはそれぞれ次の金額を超えないものとする。

施設整備費 22,447,990,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

運営費 13,596,810,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

② 開札

開札は、入札参加者のみが立会いの上実施する。代理人が立ち会う場合は委任状（様式第15号）を提出書類と併せて提出する。委任状がない場合は開札に立ち会うことはできない。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札業務に関与しない組合職員を立ち会わせるものとする。

開札日時：2021(令和3)年3月19日(金) 予定

開札場所：厚木愛甲環境施設組合内（詳細は別途通知する。）

③ 価格審査

① に示す予定価格を超過していない入札参加者の入札価格を、落札者決定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し、価格審査点を算定する。

5) 総合評価（最優秀提案者の選定）

3) で決定した非価格要素審査点と 4) で決定した価格審査点から落札者決定基準書に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を最優秀提案者とする。なお、総合評価点の最も高い入札参加者が2者以上あるときは、非価格要素点が高い方の応募者を最優秀提案者とする。また、非価格要素点も同点の場合は、落札者決定基準書に示す非価格要素審査に係る審査項目において、組合が指定する小項目（No. 2, 10, 12, 13, 18, 20, 24, 25, 33, 40）の各得点の合計点が高い方の応募者を最優秀提案者とする。また、当該合計点も同点の場合は、当該入札参加者にくじを引かせて順位を決定する。当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、組合職員が代わりにくじを引き、最優秀提案者を選定する。

7.2 落札者の決定

組合は、選定部会から提出された最優秀提案者に係る報告に基づき落札者を決定し、その結果を各入札参加者に書面で通知するとともに速やかに公表する。また、事業者選定に係る審査講評を後日公表する。

1) 公表日

2021(令和3)年3月下旬 予定

2) 公表場所

厚木愛甲環境施設組合ホームページ（URL：<https://www.atsugi-aiko.com/>）

7.3 落札者の失格

代表企業、構成員又は協力企業が、落札者決定から契約締結までに組合との特定事業契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条不当な取引制限の禁止、第8条第1号競争の実質的な制限又は第19条不公正な取引方法の禁止に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。

2) 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人又は法人の役員若しくはその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

ただし、該当企業が協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず組合との協議の上、当該協力企業の変更を認めることとする。

7.4 落札者決定後の手続

組合は落札者決定後、速やかに落札者と基本協定を締結し、特定事業契約の締結に向け、詳細な協議を行い、仮契約（基本契約、建設請負契約、運営委託契約）を締結する。

落札者決定後、契約締結時点までに構成員及び協力企業の参加資格要件を満足しなくなった場合は、契約締結を行わない場合がある。

なお、特定事業契約の詳細の詰めは、契約書案における詳細の詰めを行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。また、基本契約、建設請負契約及び運営委託契約締結以降は法令改正等によるもの、又は事実関係の修正を除く文言の修正は一切行わない。

1) 基本協定の締結

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後速やかに

2) 基本契約

対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者

締結時期：2021(令和3)年6月下旬までに仮契約を締結する。本基本契約については建設請負契約締結の議決を効力発生条件とする。

3) 建設請負契約

対象者：建設請負事業者

締結時期：2021(令和3)年6月下旬までに仮契約を締結する。本建設請負契約については2021(令和3)年8月(予定)に開催する組合議会の議決を経て本契約となる。

4) 運営委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：2021(令和3)年6月下旬までに仮契約を締結する。本運営委託契約については建設請負契約締結の議決を効力発生条件とする。

8 交付金申請手続及び起債協議並びに地方債借入手続への協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、組合が行う当該交付金の申請手続等に協力するものとし、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料等の作成を行う。

また、本施設の建設は、「一般廃棄物処理事業債」の起債対象事業であることを想定している。民間事業者は、組合が行う起債借入に係る協議及び借入時の事業費の確定等に際し、起債対象事業費の算定等に協力するとともに、関連資料の作成を行う。

9 次点の取扱

落札者の事由により契約の締結ができなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

10.1 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は免除する。

10.2 契約保証金

建設請負事業者が支払う契約保証金については、建設請負契約書(案)第5条の規定によるものとする。

また、運営事業者が支払う契約保証金については、運営業務委託契約書(案)第2条の

規定によるものとする。

11 共同企業体の設立

本施設の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し、工事に当たる場合は、以下によるものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 本事業の入札に参加するに当たり、共同企業体の結成を予定する建設請負事業者は、落札者決定後速やかに協定書を作成し、提出すること。
- (3) 組合と契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

12 特別目的会社の設立

落札者決定後、民間事業者は、特別目的会社を速やかに設立し、運營業務を行うために必要な許認可の取得を行う。なお、特別目的会社は次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- (1) 運營業務者が設立する特別目的会社の所在地は、構成市町村内とすること。なお、組合が認めた場合は、運営期間に限り、本施設内に無償で設置することができる。
- (2) 落札者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- (3) 特別目的会社の設立に当たり、代表企業を含む全ての構成員が出資を行うこと。
- (4) 運營業務者の定款において、会社法第326条第2項に従い、監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- (5) 運營業務者の株主は、組合の事前の書面による承諾なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (6) 本事業以外の事業を兼業することはできないこと。

13 その他の留意事項

13.1 費用負担

応募申込に係る費用は全て参加表明者及び入札参加者の負担とする。

13.2 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

13.3 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本事業に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、入札参加に関する事業提案書、質問、審査等における通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

13.4 民間事業者の非選定

民間事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合、又は事業計画書及び事業提案書において本事業がPFI法に準じた手続による事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最優秀提案者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

13.5 消費税に関する取扱

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

13.6 入札の中止、延期等

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

13.7 募集要項の承諾

入札参加者は、事業提案書の提出をもって募集要項の記載内容を全て異議なく承諾したものであるものとする。

13.8 募集要項の使用の制限

組合から提示された募集要項は、本入札への参加の目的のためのみに使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

第 5 章 本事業に関する提示条件

1 売電収入の帰属先

売電に係る手続等は運営事業者で行うが、売電収入は、組合に帰属する。運転に際しては、当該売電収入の向上及び安全運転を十分考慮すること。

2 保険

民間事業者は、提案内容に基づき第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

組合は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険を付保する予定である。

民間事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合には、組合は民間事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、民間事業者が加入する保険にて保険金が補填された部分は控除されるものとする。また、民間事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、組合が加入する保険にて保険金が補填された場合は、組合が民間事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。

3 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・施工に係る業務、運営に係る業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担の詳細は、特定事業契約において定める。

4 業務の委託等

民間事業者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。ただし、構成員又は協力企業以外の者へ委託し、又は請け負わせる場合は事前に組合の承諾を得るものとする。詳細は契約書案において定める。

第 6 章 事業実施に関する事項

1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

1.1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

1.2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業は、2025（令和 7）年 12 月 1 日にごみ中間処理施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて、2045（令和 27）年 11 月 30 日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、当該事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は当該事業者に一定の回復期間を与えて、当該事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合又は当該事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、組合は、当該事業者との運営委託契約を解除し、ごみ中間処理施設の運営を行う民間事業者を新たに選定する。

3 組合による事業の実施状況の監視

3.1 設計・施工期間

建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を組合へ提出し、組合の承諾を受けることとする。また、設計・施工業務の進捗状況について、組合に定期的に報告し、承諾を受けることとする。なお、組合は必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができるものとする。

建設請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて試運転及び引渡性能試験に関する計画書を組合に提出し、組合は同計画書の承諾を行う。引渡性能試験は組合の立会いの下、性能保証項目について実施するものとする。

引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとし、ダイオキシン類の分析は、独立行政法人製品評価技術基盤機構からダイオキシン類に係る特定計量証明事業者として認定を受けている機関が実施する。

本施設の設計・施工業務の監視により、建設請負契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき建設請負事業者は必要な措置を講じるものとする。

3.2 運営期間

組合は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。

監視に当たっては、精密機能検査結果のほか、運営事業者は施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営事業者が自主監視を行い、結果を組合に報告するものとする。

また、組合は、必要に応じて、自らの負担で、ごみ中間処理施設に係る追加の計測・分析、周辺環境モニタリングを行い、ごみ中間処理施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

ごみ中間処理施設の運営業務の監視により、運営委託契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていない、又は運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、組合は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

3.3 構成市町村の地元企業等の活用

本事業の実施に当たって、民間事業者は構成市町村に本社又は本店がある地元企業を工事や材料の調達等において積極的に活用するとともに、運営の実施における構成市町村内での雇用確保など、地域の活性化に貢献すること。

3.4 運営期間の終了時

運営期間終了時には、組合は運営事業者から提出された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者によるごみ中間処理施設の機能検査等の結果を踏まえてごみ中間処理施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることを確認する。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、組合に確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

なお、運営期間の終了後、特別目的会社は改修等の必要な対応に備え1年以上存続するものとする。ただし、特別目的会社に代わり代表企業が対応することができるものとする。

4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

4.1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して法制上及び税制上の優遇措置等を行わない。

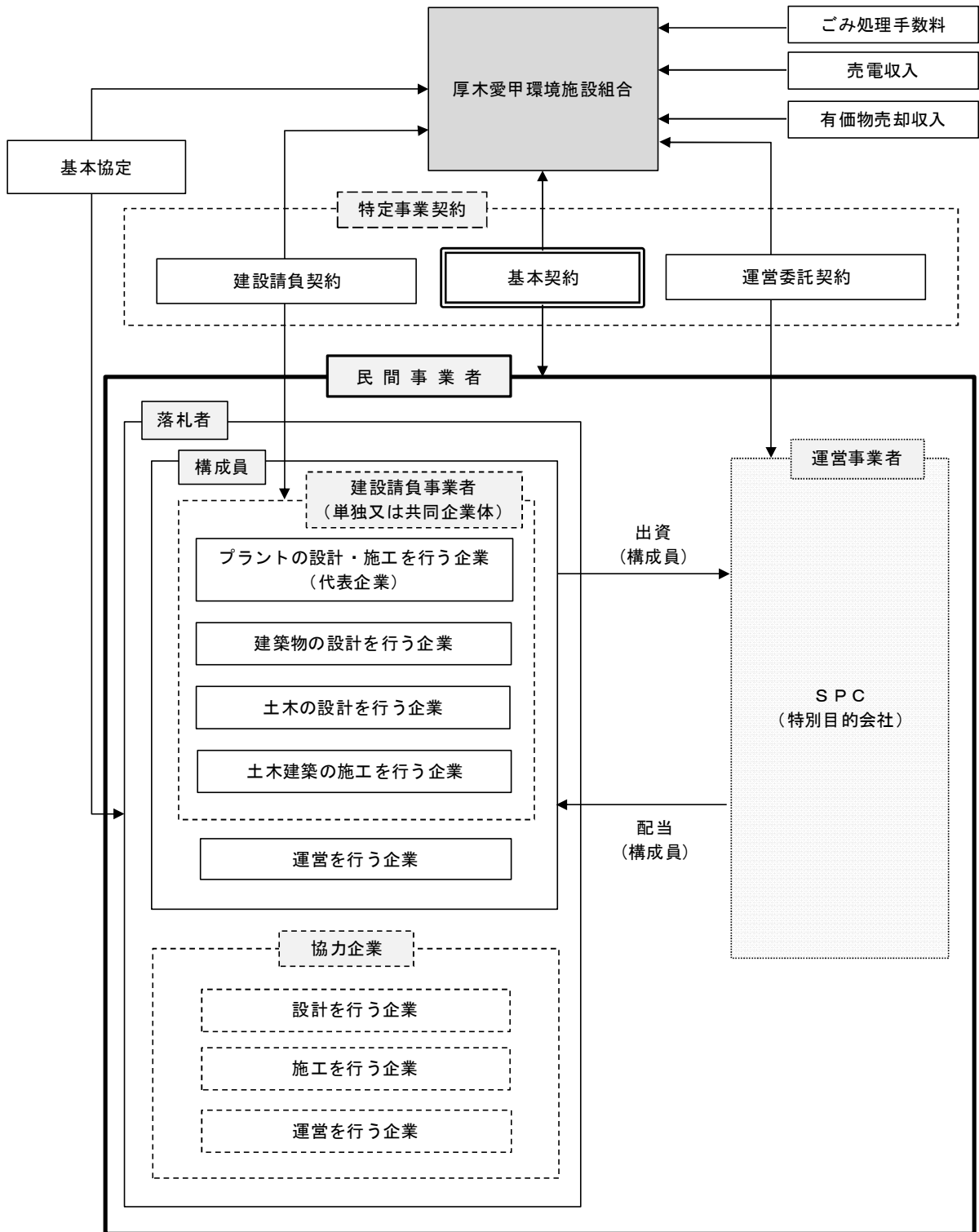
4.2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して財政上及び金融上の支援等を行わない。

5 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者が協議により対応策を検討する。

添付資料－1 事業スキーム図



添付資料－2 対価の支払方法について

1 本施設の設計・施工に係る業務に対する支払

1.1 施設整備費の構成

建設請負事業者が本事業における基本契約及び建設請負契約に規定される本施設の設計・施工業務を提供することにより、組合が建設請負事業者に支払う施設整備費の詳細を表 1 に示す。

施設整備費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払の限度額を設定することによるものとし、前払金及び部分払については建設請負契約に基づき請求できる。

表 1 施設整備費の構成、算定方法

施設整備費	支払の対象となる費用	算定方法
設計費 施工費	・ 設計費 ・ 建設工事費 ・ 関連業務費 ・ 上記に係る付随費用	・ 2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの年度ごとの出来形部分に相応する請負代金を提案する

1.2 施設整備費の支払方法

支払条件の詳細は建設請負契約において定める。

1.3 施設整備費の改定

施設整備費については、建設請負契約第 28 条に基づいて改定を行う場合がある。その場合の変更額及び手続方法については、建設請負契約に基づくものとする。

1.4 地元企業発注金額未達の場合の措置

1) 建設請負事業者における地元企業発注金額の算出

建設請負事業者は、事業提案書で提案した地元企業発注金額（事業収支計画様式第 11-9 号で提案された地元企業発注金額）と実績地元企業発注金額を確認し、地元企業発注金額の達成状況の報告を設計・建設工事期間中の毎年度組合に行う。

2) 組合における地元発注金額達成状況の確認

組合は、建設請負事業者から提出される地元企業発注金額の達成状況の報告を確認する。設計・建設工事期間を通じた総額での実績地元企業発注金額が提案地元企業発注金額を下回った場合、未達成分を組合へ支払う。

ただし、地元企業発注金額の未達が建設請負事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設請負事業者が明らかにし、組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていたかどうかの判断は、設計・建設工事の最終年度に実施する。

3) 組合への支払金額の算定方法

$$\text{組合への支払金額} = \text{提案地元企業発注金額 (円)} - \text{実績地元企業発注金額 (円)}$$

2 運営業務に対する支払

2.1 運営費の構成

運営事業者が本事業における基本契約及び運営委託契約に規定されるごみ中間処理施設の運営業務を提供することにより、組合が運営事業者に支払う運営費の詳細を表 2、表 3 のとおりとし、民間事業者は運営費を提案する。

表 2 運営費の構成、算定方法（高効率ごみ発電施設）

区分	支払の対象となる費用		算定方法									
高効率ごみ発電施設運営費	運営固定費（運営費 A）	固定費用	<table border="1"> <tr> <td>光熱水費</td> <td>基本料金</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>高効率ごみ発電施設の運営業務に係る全人件費</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>法定点検・定期点検等の補修管理費</td> </tr> <tr> <td>その他費用</td> <td>保険料、公租公課、特別目的会社運営費用（人件費、監査費用等） 運営開始前に必要となる開業費（登録免許税、特別目的会社設立費用等）</td> </tr> </table>	光熱水費	基本料金	人件費	高効率ごみ発電施設の運営業務に係る全人件費	維持管理費	法定点検・定期点検等の補修管理費	その他費用	保険料、公租公課、特別目的会社運営費用（人件費、監査費用等） 運営開始前に必要となる開業費（登録免許税、特別目的会社設立費用等）	運営期間にわたって平準化した金額を提案する。
		光熱水費	基本料金									
		人件費	高効率ごみ発電施設の運営業務に係る全人件費									
		維持管理費	法定点検・定期点検等の補修管理費									
	その他費用	保険料、公租公課、特別目的会社運営費用（人件費、監査費用等） 運営開始前に必要となる開業費（登録免許税、特別目的会社設立費用等）										
補修費用	補修工事及び保全工事等の修繕工事費用	<p>長期補修計画に基づく各年度の補修費用については、運営期間を次により分割し、第 1 期から第 4 期の各期の金額を提案する。</p> <p>第 1 期：2025(令和 7)年 12 月 ～2030(令和 12)年 3 月 第 2 期：2030(令和 12)年 4 月 ～2035(令和 17)年 3 月 第 3 期：2035(令和 17)年 4 月 ～2040(令和 22)年 3 月 第 4 期：2040(令和 22)年 4 月 ～2045(令和 27)年 11 月</p>										
運営変動費（運営費 B）	<table border="1"> <tr> <td>光熱水費</td> <td>電力等の基本料金を除く。</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他費用</td> <td>処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。</td> </tr> </table>	光熱水費	電力等の基本料金を除く。	燃料費		薬剤費		消耗品費		その他費用	処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。	<p>■各支払期の支払金額 =各支払期の処理量（実績値）(t)× 変動費単価（円/t）</p> <p>※入札価格算定時の各年度運営費 B = 各年度処理量（計画値）×変動費単価（円/t）</p> <p>各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</p>
光熱水費	電力等の基本料金を除く。											
燃料費												
薬剤費												
消耗品費												
その他費用	処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。											

表 3 運営費の構成、算定方法（粗大ごみ処理施設）

区分		支払の対象となる費用		算定方法	
粗大ごみ処理施設運営費	運営固定費（運営費C）	固定費用	光熱水費	基本料金（高効率ごみ発電施設側で見込むこととする）	運営期間にわたって平準化した金額を提案する。
			人件費	粗大ごみ処理施設の運営業務に係る全人件費	
			維持管理費	法定点検・定期点検等の補修管理費	
			その他費用	（高効率ごみ発電施設側で見込むこととする）	
		補修費用	補修工事及び保全工事等の修繕工事費用	長期補修計画に基づく各年度の補修費用については、運営期間を次により分割し、第1期から第4期の各期の金額を提案する。 第1期：2025(令和7)年12月～2030(令和12)年3月 第2期：2030(令和12)年4月～2035(令和17)年3月 第3期：2035(令和17)年4月～2040(令和22)年3月 第4期：2040(令和22)年4月～2045(令和27)年11月	
	運営変動費（運営費D）	光熱水費	電力等の基本料金を除く。	<p>■各支払期の支払金額 =各支払期の処理量（実績値）(t)×変動費単価（円/t）</p> <p>※入札価格算定時の各年度運営費D＝各年度処理量（計画値）×変動費単価（円/t）</p> <p>各年度処理量（計画値）については、要求水準書を参照すること。</p>	
		燃料費			
		薬剤費			
		消耗品費			
		その他費用	処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。		

2.2 運営費の支払方法

- 1) 組合は、運営期間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表4に示す四半期ごとに、運営事業者に対して運営業務の対価として運営費を支払うものとする。

表 4 運営費の支払対象期間

期	支払対象期間	
第1四半期	4月1日	～ 6月30日
第2四半期	7月1日	～ 9月30日
第3四半期	10月1日	～ 12月31日
第4四半期	1月1日	～ 3月31日

2025（令和7）年度第3四半期の支払対象期間は、12月1日～12月31日とする。

2045（令和27）年度第3四半期の支払対象期間は、10月1日～11月30日とする。

- 2) 運営費の支払回数は、次のとおりとし、計 81 回とする。
- ① 2025（令和 7）年度は、第 3 四半期及び第 4 四半期の 2 回とする。
 - ② 2026（令和 8）年度から 2044（令和 26）年度までは、4 回/年×19 年の 76 回とする。
 - ③ 2045（令和 27）年度は、第 3 四半期までの 3 回とする。
- 3) 組合は、運営事業者から運営費の請求を受けた後、30 日以内に運営事業者に対し運営費を支払う。支払う運営費の内訳は以下のとおりとする。
- (1) 高効率ごみ発電施設運営費の運営固定費（運営費 A）及び粗大ごみ処理施設運営費の運営固定費（運営費 C）の各四半期の支払額は、次のとおりとする。
- ① 2025（令和 7）年度第 3 四半期は、20 年間の合計額の 240 分の 1 とする。
 - ② 2025（令和 7）年度第 4 四半期から 2045（令和 27）年度第 2 四半期までは、20 年間の合計額の 240 分の 3 とする。
 - ③ 2045（令和 27）年度第 3 四半期は、20 年間の合計額の 240 分の 2 とする。
- (2) 高効率ごみ発電施設運営費の運営固定費（運営費 A）及び粗大ごみ処理施設運営費の運営固定費（運営費 C）のうち、補修費用の各四半期の支払額は、次のとおりとする。
- ① 2025（令和 7）年度第 3 四半期は、第 1 期合計額の 52 分の 1 とする。
 - ② 第 1 期のその後の四半期は第 1 期合計額の 52 分の 3 とする。
 - ③ 第 2 期及び第 3 期は、各期合計額の 60 分の 3 とする。
 - ④ 第 4 期は、第 4 期合計額の 68 分の 3 とする。ただし、2045（令和 27）年度第 3 四半期は、第 4 期合計額の 68 分の 2 とする。
- なお、組合と運営事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運営費 A（補修費用）及び運営費 C（補修費用）の事業期間中の総額は変更しない。
- (3) 高効率ごみ発電施設運営費の運営変動費（運営費 B）及び粗大ごみ処理施設運営費の運営変動費（運営費 D）の 1 回当たりの支払額は、〔各支払期の処理量（実績値）×変動費単価（円/t）〕によるものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に係る費用については別途協議とする。

2.3 運営費の改定

1) 改定の基本的な考え方

組合は、ごみ量変動、物価変動の影響を、次の方法により運営費に反映させるものとする。運営費の改定に係る考え方を表 5 に示す。

(1) ごみ量変動

処理量（実績値）と民間事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

(2) 物価変動

運営固定費及び運営変動費について、構成内容に応じてそれぞれ改定に使用する指標を設定し、各指標を使用する算定式による改定率を乗じることで反映させるものとする。

表 5 運営費の改定

運営費	改定の有無（●：改定する、－：改定しない）	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費（運営費 A、運営費 C）	－	●
運営変動費（運営費 B、運営費 D）	●	●

2) 物価変動に伴う改定

運営費のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を表 6 に示す。なお、当該指標については、落札者決定後、落札者の提案に合理性及び妥当性があると組合が認める場合は、協議の上、見直すことができる。

表 6 物価変動に基づく改定に使用する指標

区分	支払の対象となる費用		指標
高効率ごみ発電施設運営費 粗大ごみ処理施設運営費	運営固定費（運営費 A・C）	固定費用 光熱水費	基本料金 「消費税を除く国内企業物価指数/電力・都市ガス・水道」日本銀行調査統計局
		人件費	運營業務に係る全人件費 「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業所規模 30 人以上）/現金給与総額指数/全国平均」厚生労働省
		維持管理費	法定点検・定期点検等の補修管理費 「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局
		その他費用	保険料、公租公課、特別目的会社費用等 「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	補修費用	補修工事及び保全工事等の修繕工事費用 「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」日本銀行調査統計局	
	運営変動費（運営費 B・D）	光熱水費	電力等の基本料金を除く 「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
		燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」日本銀行調査統計局
		薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学製品/無機化学工業製品」日本銀行調査統計局
		消耗品費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
		その他費用	処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。 「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局

3) 改定の条件及び方法

物価変動に伴う運営固定費及び運営変動費について年 1 回改定を行う。

改定は、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てるものとする。）を超過する増減があった場合に行うものとする。なお、運営事業者は、運営固定費及び運営

変動費の指標について、物価変動の有無にかかわらず、組合へ毎年報告を行う。

毎年6月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）に基づき、7月末までに見直しを行い、翌年度の運営費を確定させる。改定された運営費は、翌年度の第1支払期の支払から反映させる。

(1) 算定式

算定式を以下に示す。なお、固定費、変動費とも1円未満の端数は切捨てとする。

《初回の改定》

$$O_n = O_i \times \frac{I_{n-1}}{I_{2020}}$$

O_n : 改定後のn年度の運営固定費の各項目又は運営変動費の各項目の単価

O_i : 事業者提案による運営固定費の各項目又は運営変動費の各項目の単価

I_{n-1} : (n-1)年度の指標値の平均

I_{2020} : 2020（令和2）年度の指標値の平均

《2回目以降の改定》

$$O_n = O_{i'} \times \frac{I_{n-1}}{I_{i'}}$$

O_n : 改定後のn年度の運営固定費の各項目又は運営変動費の各項目の単価

$O_{i'}$: 前回改定時（i'年）の運営固定費の各項目又は運営変動費の各項目の単価

I_{n-1} : (n-1)年度の指標値の平均

$I_{i'}$: 前回改定時（i'年）に用いた指標値

(2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税の税率が変動した場合、組合の運営事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合がその税率にあわせて負担する。

(3) その他例外的な見直し

固定費、変動費を構成する費目のうち、2.3による見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と運営事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

添付資料－3 モニタリング及び支払の減額について

組合は、ごみ中間処理施設の運営業務について募集要項及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営業務マニュアル（以下「運営業務マニュアル等」という。）に基づいて適正かつ確実な運営業務の水準の確保がなされているかどうかを確認するため、運営事業者により提供される運営業務の水準を監視、測定及び評価する。モニタリングにより運営業務マニュアル等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

1 モニタリング方法

モニタリングは、組合と運営事業者との対話を通じて、ごみ中間処理施設が安定して処理を継続できるよう運営業務の水準を一定以上に保つことを目的に実施する。

1.1 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、運営業務マニュアル等に基づき日報、月報、四半期報、年報、その他の報告書（以下「業務報告書」という。）をそれぞれ期日までに作成し組合に提出する。業務報告書等の提出頻度、時期及び詳細項目については、組合と運営事業者による協議の上、決定する。

1.2 組合によるモニタリング

組合は、自己の責任及び費用で運営事業者が作成した業務報告書等に基づき定期モニタリングを行い、運営事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、組合は、必要に応じて自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

2 運営費の減額

運営事業者の行う業務において、運営業務マニュアル等の未達成及び特定事業契約の不履行があった場合、運営費を減額する。ただし、組合は、減額により運営業務そのものが損なわれることが懸念される場合は、本項に規定する減額措置を留保し、又は行使しないことができるものとする。

2.1 運営マニュアル等未達の措置

1) 運営マニュアル等未達の状態

組合によるモニタリングの結果、運営事業者の提供する運営業務が運営業務マニュアル等を満たさないと組合が判断した場合、本添付資料－3 2.1 2)で示す手順、算定方法により運営費を減額する。ただし、売電電力量、焼却残渣発生量、地元貢献に係る措置はそれぞれ2.2、2.3、2.4で定めるものとし、運営マニュアル等未達の措置には含めないものとする。

運営マニュアル等未達の状態は表7のとおりとする。運営マニュアル等未達となる基準については、基本協定締結後に詳細化する。

表 7 運営マニュアル等未達の状態

レベル	状態
レベルA ごみ中間処理施設の運営に当たって利便性を欠く場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運営、維持管理により、施設の一部に支障が生じた場合 ・ 処理対象物の受入に支障が生じた場合 ・ 見学者対応設備、情報公開設備に不備がある場合 ・ 清掃、除草等が履行されていない状態 ・ 要監視基準未達の場合 ・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために施設の運営に当たって利便性を欠く場合
レベルB ごみ中間処理施設の運営に当たって重大な影響がある場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運転に重大な故障、事故等がある場合 ・ 安全措置の不備による軽微な労働災害、人身事故等の発生 ・ 災害時の対策不良 ・ 業務の未実施 ・ 運営報告書の虚偽記載 ・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために施設の運営に当たって重大な影響がある場合
レベルC ごみ中間処理施設の運営に明らかな支障がある場合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全措置の不備による重大な労働災害、人身事故等の発生 ・ 処理対象物の受入ができない場合 ・ 公害防止基準未達による施設の停止 ・ 停止基準値を上回る場合 ・ 要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない場合で、そのために施設の運営に明らかな支障がある場合

2) 減額措置の手順

(1) 業務改善手続

業務水準が運営マニュアル等未達に至ったと判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努める。(図 1 参照)

- ① 組合による減額措置が必要となる状態の確定(表 7)及び運営事業者に対する是正勧告
- ② 運営事業者による原因と責任の究明
- ③ 運営事業者による業務改善計画書の作成・提出、組合による承諾(改善期日を含む)(是正勧告から業務改善計画書の提出は速やかに行うものとするが、速やかな提出が困難な場合は運営事業者からの申し出により、組合及び運営事業者で協議する)
- ④ 運営事業者による業務改善作業への着手
- ⑤ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

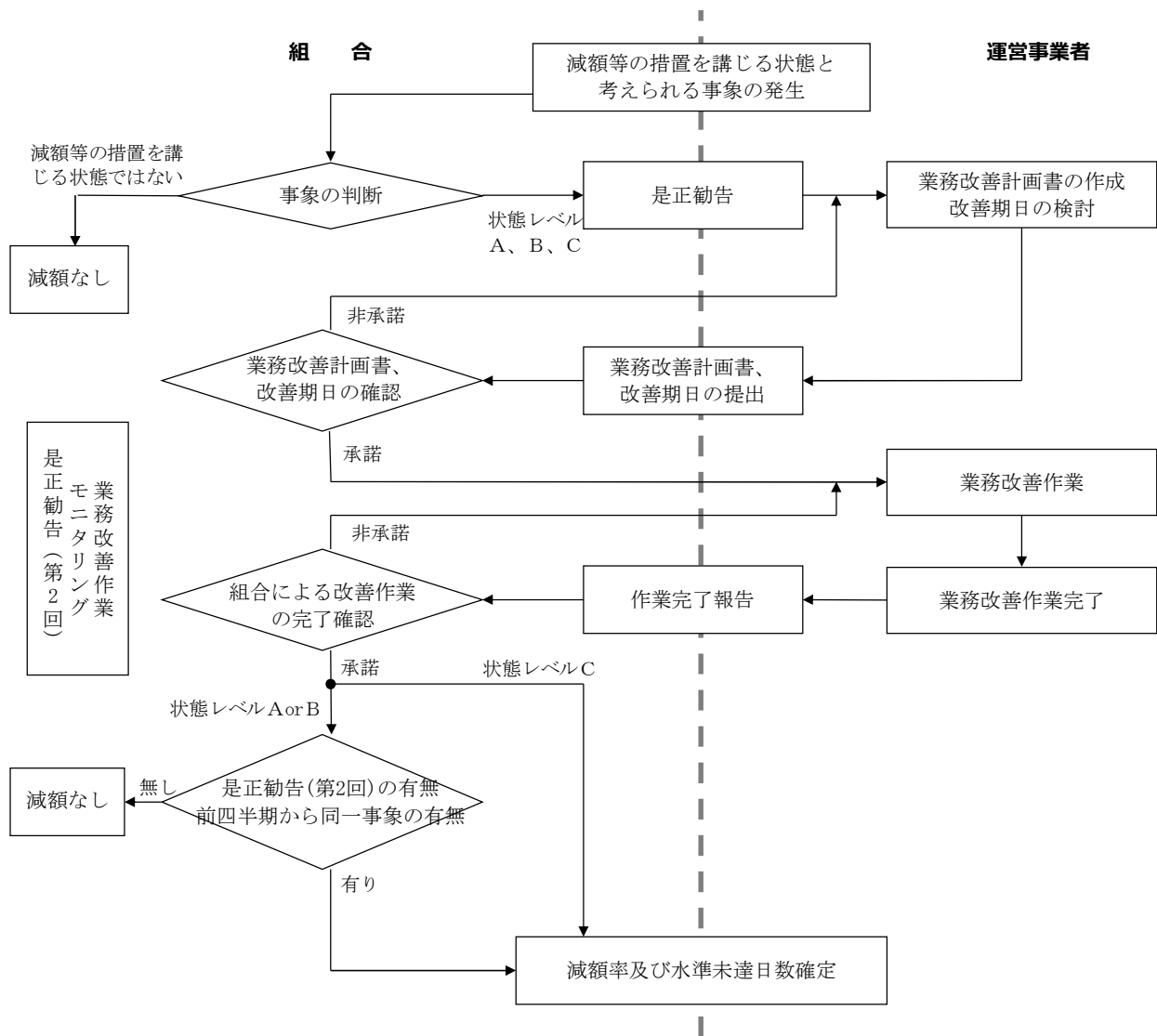


図 1 業務改善手続

なお、業務水準が運営マニュアル等未達に至ったと判断した理由が、測定機器の誤動作等の軽微でその原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続にすることが可能である。

- ① 運営事業者から組合への事象の報告
- ② 運営事業者による原因と責任の究明
- ③ 運営事業者による業務改善作業への着手
- ④ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

やむを得ない事由により、運営マニュアル等未達となる場合、運営事業者は速やかに、かつ詳細にこれを組合に報告し、組合と改善方法について協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は対象となる業務の停止又は変更等を認め、是正勧告を取り下げる。

(2) 減額の算定方法

減 額

$$= (\text{1日当たりの運営費：円/日}) \times (\text{減額率：\%}) \times (\text{水準未達日数：日})$$

※「1日当たりの運営費：円/日」とは、当該年度の運営費（運営固定費＋運営変動費（物価変動改定済、年間計画処理量））を当該年度の日数で除した費用とする。

「水準未達日数」とは、組合が運営事業者には是正勧告を通告した日から業務改善作業に要した（組合の改善作業完了の承諾まで）日数を表す。

ただし、運営マニュアル等未達の状態がレベルA又はレベルBで、業務改善期日までに業務改善作業が完了した場合には、水準未達日数は0日とする。

(3) 減額率

減額措置が必要となる状態に応じた減額率は表8のとおりとする。

あらかじめ定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、組合は再度是正勧告（第2回目）を行い、業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続を繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合は、減額率を2倍として加算する。

同一四半期内、又は前3か月以内において、同一事象により運営マニュアル等未達の状態が生じた場合には、減額率を3倍とするとともに、是正勧告は是正勧告（第2回）から始まるものとする。

表 8 減額率

水準未達の状況	減額率
レベルA	水準未達と認定された場合に5%
レベルB	水準未達と認定された場合に10%
レベルC	水準未達と認定された場合に25%

(4) 減額の方法

運営費の減額は、各四半期運営費の支払で行う。

運営マニュアル等未達の状態が四半期をまたぐ場合は以下のとおりとする。

① レベルA又はレベルB

是正勧告（第2回）が通告されるまでは減額措置は行わない。是正勧告（第2回）が通告された場合、是正勧告から是正勧告（第2回）までの日数を是正勧告（第2回）が通告された四半期の水準未達日数に加えて減額を算定する。続く四半期は四半期開始日から組合の改善作業完了の承諾日までの日数とする。

② レベルC

最初の四半期は是正勧告からの日数、続く四半期は四半期開始日から組合の改善作業完了の承諾日までの日数とする。

運営マニュアル等未達の状態が長期にわたる場合の措置は協議によるものとし、協議が調わない場合は組合が決定する。

2.2 提案売電電力量の未達成の場合の措置

当該年度の売電電力量（以下「実売電電力量」という。）が、民間事業者が提案した売電電力量（技術提案書様式第 10-21 号で提案された売電電力量。以下、「提案売電電力量」という。）に達しない場合は、以下に示す運営費の減額措置を行う。

売電電力量は以下のとおり定義する。

（売電電力量：kWh/年）

$$= ((\text{発電電力量：kWh/年}) + (\text{購入電力量：kWh/年})) - ((\text{施設エリアにおける使用電力量：kWh/年}) + (\text{緑地のエリアにおける使用電力量：kWh/年}))$$

なお、緑地のエリアにおける使用電力量は、109,500kWh/年と仮設定して提案売電電力量を算出することとし、実施設計段階で緑地のエリアにおける使用電力量を確定した後、提案売電電力量の見直しを行うものとする。

(1) 減額の措置

- ① 組合は、運営事業者から提出される年報等により、稼働状況実績（実売電電力量、実績ごみ処理量、実績ごみ質）の確認を行う。
- ② 実売電電力量が提案売電電力量の 90%を下回っていることが確認された場合、提案売電電力量の未達成分（提案売電電力量－実売電電力量）に、当該年度における売電単価（当該年度に組合が電気事業者に対して行った売電の平均単価）の 50%（小数点以下第 3 位を四捨五入）を乗じた金額を運営費から減額する。
- ③ 提案売電電力量と実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件（実績ごみ処理量、実績ごみ質）を提案売電電力量に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

なお、提案売電電力量への当てはめは、技術提案書様式第 10-21 号を基本とし、本様式に記載の無い実稼働条件の場合、実稼働条件を様式内の実稼働条件に隣接する数値範囲内において、実績ごみ処理量、実績ごみ質でそれぞれ直線補間した値を提案売電電力量とする。

- ④ 減額は、提案売電電力量の未達成が発生した年度の第 4 四半期支払分の運営費から減額する。なお、運営最終年度（2045（令和 27）年度）に減額が発生した場合は、11 月分の支払から減額することを基本とするが詳細は別途協議とする。

(2) 減額の算定方法

減額金額

$$= ((\text{提案売電電力量：kWh/年}) - (\text{実売電電力量：kWh/年})) \times (\text{売電単価：円/kWh}) \times 50\%$$

2.3 焼却残渣発生量超過の場合の措置

組合によるモニタリングの結果、焼却主灰若しくは飛灰処理物の発生量が提案発生量を上回った場合（以下「超過発生」という。）、以下に示す違約金算定方法により算定した違約金を運営費から減額する。

(1) 提案発生量の算定

提案発生量及び算定式は、非価格要素提案書様式第 12-24 号で民間事業者が提案する焼却残渣発生量、算定式をいう。提案発生量は年間計画処理量と要求水準書第 1 章第 4 節に示す計画ごみ質のものとする。年間計画処理量が変動した場合は、提案発生量に変動率を乗じたものを当該年度の提案発生量に読み替える。変動率は下記のとおり定義する。

$$(\text{変動率}) = (\text{実績ごみ量}) \div (\text{年間計画処理量})$$

実績ごみ質が変動した場合は、年 12 回以上行う測定結果の平均値（2 項目まで）を用いて、実績ごみ質変動に係る発生量が一元的に求まる算定式により提案発生量を求める。その算定式は民間事業者の提案による。ただし、算定式は要求水準書第 3 章第 7 節に定める運営事業者が行う測定項目（計量証明書があるもの）以外のデータを使用することはできない。

ごみ質変動による算定式の改定は原則として行わないものとする。ただし、処理対象物のごみ質が要求水準書第 1 章第 4 節 1 に規定する(2)計画ごみ質から大幅に逸脱したことを原因として、民間事業者が提案した算定式が実情に沿わなくなったことを運営事業者が合理的かつ客観的に証明でき、組合がこれを適切と認める場合は、組合及び運営事業者が協議の上、算定式を見直すことができる。

(2) 業務改善手続

超過発生と判断した場合、組合と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努める。

- ① 運営事業者による発生量超過に至った原因と責任の究明
- ② 運営事業者による業務改善計画の策定・提出、組合による承諾
- ③ 運営事業者による改善作業への着手
- ④ 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

(3) 違約金の算定方法

違約金

$$= (\text{焼却主灰に係る違約金：円}) + (\text{飛灰処理物に係る違約金：円})$$

$$= (\text{焼却主灰超過発生量：t}) \times (\text{焼却主灰違約金単価：t/円})$$

$$+ (\text{飛灰処理物超過発生量：t}) \times (\text{飛灰処理物違約金単価：t/円})$$

- ※ 焼却主灰超過発生量：焼却主灰の発生量実績から提案発生量を控除した量
飛灰処理物超過発生量：飛灰処理物の発生量実績から提案発生量を控除した量
焼却主灰違約金単価、飛灰処理物違約金単価
：焼却残渣（焼却主灰、飛灰処理物）の各処理方法に応じた当該年度の 1t あたりの処理費用（運搬費用を含む）。

2.4 提案地元発注額未達の措置

運営期間中における当該年度の地元企業（構成市町村内に本社又は本店がある企業）への発注金額が、民間事業者が提案した地元企業発注金額に達しない場合は、以下に示すとおり運営費の減額措置を行う。

(1) 減額の措置

- ① 運営事業者から提出される地元企業発注内容及び金額等を示した年報等により、組合は地元企業への発注内容と金額の確認を行う。
- ② 当該年度内における地元企業発注金額が地元企業提案発注金額(事業収支計画様式第11-9号で提案された地元企業発注金額)よりも下回っていることが確認された場合、当該年度の未達分を、運営事業者を支払う翌年度の運営費から月割りで減額する。なお、運営最終年度（2045（令和27）年度）に減額が発生した場合は、11月分の支払から減額することを基本とするが詳細は別途協議とする。
ただし、地元企業発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づく場合にはこの限りではない。

(2) 減額の算定方法

1ヶ月当たりの減額金額

$$= ((\text{地元企業提案発注金額：円/年}) - (\text{地元企業発注金額：円/年})) \div 12 \text{ヶ月}$$